

2026年3月13日

株主各位

名古屋市昭和区白金一丁目11番10号  
竹田iPホールディングス株式会社  
代表取締役社長 細野浩之

## 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026年2月18日開催の取締役会において、2026年4月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2026年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日付をもって当社定款第6条を変更し、29,592,000株増加して、59,184,000株といたします。

以上

---

### お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は2026年4月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
- 2026年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-700-401 (フリーダイヤル)

※受付時間 平日9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)